

共同募金配分金による福祉団体等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、能代市内で活動する福祉団体（以下「団体」という。）に対し、共同募金配分金による助成金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象となる団体は、能代市内に所在し、地域住民を対象に自主的・自発的に進める地域福祉活動を行う福祉団体、ボランティア団体、NPO法人などで、共同募金の趣旨について理解、共感し、共同募金運動にみずから積極的に参画、推進する団体とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象となる事業は、能代市内において実施する次の地域福祉活動とする。

- (1) 高齢者の暮らしを支えるための活動
- (2) 障がい児・者の暮らしを支えるための活動
- (3) 児童・青少年の暮らしを支えるための活動
- (4) その他、住民全般の福祉課題を解決するための活動

(助成対象事業の欠格要件)

第4条 次の各号に該当するものは、助成対象としない。

- (1) 会員、構成員同士の親睦のみを目的とした交流事業
- (2) 政治、宗教、組合等の運動のために、その手段として行う事業
- (3) 特定の個人的活動またはそれに類する活動事業
- (4) 国又は地方公共団体が設置かつ経営し、もしくはその責任に属されるとみなされる事業
- (5) 営利を目的に行っている事業
- (6) 他団体への助成を目的とする事業
- (7) 事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能と認められる事業
- (8) 補助・委託事業や介護保険などの公的な制度の中で運営されている事業
- (9) その他、適当と認められない事業

(助成対象経費)

第5条 助成対象となる経費は、団体が事業を実施するために要する経費とする。

- (1) 助成対象経費の取扱基準は、別表1とする
- (2) 助成対象とならない経費は、別表2とする

(助成金額)

第6条 助成金額は、1団体10万円を限度とし、予算の範囲内で決定する。

(助成期間)

第7条 団体が同一事業で助成を受けられる期間は5年を限度とする。ただし、審査委員会が認めた事業についてはこの限りでない。

(助成申請)

第8条 団体は、次に掲げる書類を添えて、能代市共同募金委員会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 福祉団体助成金申請書（様式第1号）
- (2) 団体調書（様式第2号）
- (3) その他必要と定める書類

(審査)

第9条 能代市共同募金委員会（以下「本会」という。）は、申請があった事業について、別表3の基準により審査を行うものとする。

2 審査は、別に定める審査委員会において行う。

(助成金の決定)

第10条 会長は、助成金を交付すべきと認めたときは、福祉団体助成金交付決定通知書（様式第3号）により団体に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 前条の通知を受け助成金の交付を受けようとする団体は、福祉団体助成金請求書（様式第4号）を本会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第12条 助成金の交付は、福祉団体助成金請求書の提出を受けて交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 会長は、助成金を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 助成金が目的外の用途に使用したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(助成金の返還)

第14条 会長は、前条の規定により、交付の決定を取消したときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実績報告)

第15条 助成を受けた団体は、福祉団体助成金事業実績報告書（様式第5号）に領収書等を添付し、事業終了後1ヵ月以内に会長に報告しなければならない。

(助成事業の明示)

第16条 助成金を受けた団体は、事業の実施にあたり「赤い羽根共同募金」の助成事業であることを明示するとともに、広く周知しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は能代市共同募金委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月22日から施行する。